平成２７年（フ）第１０３号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番322号
債務者　新田　啓子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
大分県宇佐市大字南宇佐2531番地の６
債務者　三宅　英子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籾倉　了胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号
愛知県清須市西枇杷島町城並２丁目５番地２パストラル城並２Ａ、従前の住所名古屋市西区五才美町81番地
債務者　大岡　猛夫
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７号
名古屋市西区中小田井５丁目316番地、従前の住所名古屋市西区五才美町81番地
債務者　大岡　英之
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８９号
名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番地の25　サンモールＢ201号、従前の住所名古屋市守山区大字中志段味字大洞口2734番地の１　レインボー雨池1001号
債務者　日比野卓司
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　徳人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地、前住所熊本県山鹿市山鹿1384番地
債務者　内村　光雄
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５号
熊本県山鹿市鹿本町御宇田333番地
債務者　内村小代子
1　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第９号
茨城県守谷市松前台２丁目18番地　パレス松前台Ｅ－101
債務者　古賀　伸二
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８５９号
札幌市西区発寒９条13丁目１番１－1106号
債務者　高根　　純
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３３号
札幌市手稲区前田７条12丁目５番17－303号
債務者　福島　稔江
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６２号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目14番25－102号
債務者　駒井　良一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６３号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目14番25－102号
債務者　駒井満智子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８０号
札幌市東区北丘珠２条２丁目19番13号
債務者　碓井　康広
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１２号
札幌市豊平区美園４条７丁目２番26号
債務者　吉田　清恵
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４５号
札幌市東区北50条東３丁目１番８号　松原マンション１号
債務者　林　　守久
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５５号
札幌市手稲区新発寒３条３丁目８番２号
債務者　池田祐美子（旧姓鈴木・伊藤）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３５９号
札幌市北区屯田５条10丁目１番28号
債務者　岩井　直子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部